

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例及び特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第93号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例及び特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例
(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 2（第 3 条関係） [略] 27の 3 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第 92号） <u>第37条第 2 項</u> の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理 [略]	別表第 2（第 3 条関係） [略] 27の 3 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第 92号） <u>第38条第 2 項</u> の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。 (特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部改正)	

第 2 条 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。 ア～ウ [略] エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。 ア～ウ [略] エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中

心市街地活性化法」という。) 第9条第11項の規定により公表された同項の認定基本計画

オ・カ [略]

(6)・(7) [略]

(新設の届出)

第5条 [略]

2～5 [略]

6 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

(1) [略]

(2) 新設予定地が次に掲げる要件のすべてに該当する場合

ア 都市計画法第8条第1項第1号の商業地域内又は近隣商業地域内にあること。

イ [略]

ウ 認定中心市街地(中心市街地活性化法第16条第1項の認定中心市街地をいう。以下この号において同じ。)又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域(中心市街地活性化法第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域をいい、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の存する市町村内に認定中心市街地がある場合を除く。)の区域内にあること。

(3) [略]

心市街地活性化法」という。) 第9条第14項の規定により公表された同項に規定する認定基本計画

オ・カ [略]

(6)・(7) [略]

(新設の届出)

第5条 [略]

2～5 [略]

6 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

(1) [略]

(2) 新設予定地が次に掲げる要件の全てに該当する場合

ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内又は近隣商業地域内にあること。

イ [略]

ウ 認定中心市街地(中心市街地活性化法第16条第1項に規定する認定中心市街地をいう。以下この号において同じ。)又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域(中心市街地活性化法第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域をいい、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の存する市町村内に認定中心市街地がある場合を除く。)の区域内にあること。

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第30号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。